

公 示 日 : 2022 年 4 月 27 日(水)

調達管理番号 : 22a00114

国 名 : 大洋州地域

担当部署 : 地球環境部環境管理グループ第一チーム

調達件名 : 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ 3 詳細計画策定
調査(廃棄物管理／環境社会配慮(メラネシア))

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 廃棄物管理／環境社会配慮(メラネシア)
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 6 月上旬から 2022 年 11 月上旬

(2) 業務人月 : 現地 1.0、国内 1.3、合計 2.3

(3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
13 日 30 日 13 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 5 月 18 日(水)(12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◆ 評価結果の通知 : 2022 年 5 月 31 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	廃棄物分野に係る各種調査
対象国・地域又は類似地域	大洋州地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

大洋州の島嶼国における廃棄物管理は、その国土の遠隔性・隔絶性・狭小性といった地理的条件や伝統的な土地所有制度等の社会的背景から適切な廃棄物処理が困難な上、急速な生活様式の近代化等に起因する廃棄物の多種・大量化が顕著となっており、大洋州地域島嶼国に共通する大きな課題のひとつとなっている。

これに対して、地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局(以下、SPREP)は、効率的な廃棄物管理の支援には大洋州地域の横断的なアプローチが必要との認識から、SPREP 加盟国間の協議のもと、2005 年に大洋州地域廃棄物管理戦略(2005~2015)を策定、さらに 2009 年にはこれを改訂し、9 つの優先課題を掲げた大洋州地域廃棄物管理戦略(2010~2015)を策定した。現在は、これをさらに更新した大洋州地域廃棄物・汚染管理戦略(以下、Cleaner Pacific 2025)を策定し、加盟国の実施を支援している。

JICA は、2000 年の SPREPへの個別専門家派遣を皮切りに、サモアを拠点とした広域協力やパラオ・バヌアツ・フィジーにおける二国間技術協力プロジェクト等を通じて、大洋州地域における固形廃棄物管理を支援し、2011 年~2016 年まで、大洋州 11 カ国(キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア)を対象と

した広域案件である「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」（以下、J-PRISM）を実施し、SPREP とパートナーを組み、大洋州地域廃棄物管理戦略（2010～2015）のもと、地域内（相互）協力を重視したアプローチにより、対象国の固形廃棄物管理にかかる人材と制度の基盤強化を目的とした事業を実施した。

加えて、JICA の支援を通じ、大洋州地域における廃棄物管理に関する課題解決のプラットフォームとして「地域廃棄物管理円卓会議（Clean Pacific Roundtable: CPRT）」が 2016 年 7 月に設立された。CPRT では各国政府代表者、ドナー、国際機関、NGO、民間事業者ら廃棄物管理・汚染対策に携わる関係者が 2 年に一度集まり、廃棄物管理・汚染対策に関する情報や知見の共有を行うものであり、こうした活動により、J-PRISM の根幹理念である地域協働のコンセプトを元に、大洋州地域での持続的な廃棄物管理支援体制構築の実現を目指している。また、各国レベルにおいては、各国の課題や支援ニーズに応じた支援を通じて、収集・運搬、最終処分など廃棄物管理の特定分野の能力向上やローカル専門家の育成等の成果が見られた。

その後、2017 年～2022 年まで、大洋州 9 力国（サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア）を対象とし「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ 2（以下、J-PRISM2）」を実施し、J-PRISM に引き続き廃棄物管理分野での支援を継続している。J-PRISM2 では、Cleaner Pacific 2025 に沿って、大洋州地域の持続可能な廃棄物管理に係る人材・組織・制度的な基礎やモニタリング体制が整備されるよう支援を行っている。具体的には、3R+リターン¹のコンセプトのもと島内の最終処分量を最小化するために、デポジット制度（CDL）の導入やマーケットコンポスト等による資源回収・リサイクルの促進、ごみ袋有料化などの経済的手法の導入による財政面の強化を図っている。人材育成面では、各国の廃棄物管理行政の担当者や民間のリサイクル業者等を対象に、ゴミ処理の制度や地域での 3R の取り組みを学ぶ研修を大洋州地域内で実施している。これらに加え、頻発するサイクロンや津波、洪水などの自然災害時に発生する災害ごみの適正な処理のため、日本の知見を用いた災害廃棄物対策ガイドラインの策定や、ごみ撤去作業のための資機材の供与等を通じて、迅速な復旧復興のための支援も行われている。

以上のように、本事業のフェーズ 1（J-PRISM）では、地域の対象国 11 か国に対し廃棄物収集・運搬に携わる組織・人材育成や各国処分場改善の支援を実施し、その後のフェーズ 2（J-PRISM2）では、対象 9 か国に廃棄物管理計画の策定や各國廃棄物管理体制の強化の支援を行うとともに、3R の推進に向け各国での分別やリサイクル制度の導入の検証を行った。「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロ

¹ 3Rの推進と併せて、島しょ国でリサイクルが難しい有価物や有害廃棄物を島の外に戻す「リターン」の促進を行う。

ジェクトフェーズ3（以下、J-PRISM3）」では、これまでの国ごとの支援に加え、大洋州域内廃棄物管理能力の構築を目指し、廃棄物管理能力が脆弱な国へのさらなる支援と、大洋州地域内の将来的な循環型社会の構築を目指し、リサイクルの促進、3R+リターン導入に向けた戦略の策定及びリサイクル協会の設立促進と能力強化を行う。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

なお、本業務の業務従事者は調査団において、ポリネシア地域担当の「廃棄物管理」団員による当該分野の全体的なとりまとめ及び別途契約される「評価分析」担当団員による調査全体のとりまとめに協力する。

（1）国内準備期間（2022年6月中旬～7月中旬）

- ① メラネシア3か国ソロモン、バヌアツ、パプアニューギニア（PNG）（以下、対象国）からの要請背景及び内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、調査で収集すべき情報を検討し取りまとめる。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
- ③ 他の地域²を担当する調査団員等とも協議の上、調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
- ④ 他の地域を担当する調査団員等とも協議の上、協力計画策定及び事前評価のために現地で収集・整理すべき情報リスト（案）を作成し、監督職員とも協議の上、調査方針・計画（案）を作成・提案する。
- ⑤ 相手国関係機関の調査対象者リスト案及び調査方法（質問票のみ、質問票とヒアリングのセット等）を提案するとともに、質問票（案）（英文）を作成し、配布・回収する。可能な限り、ヒアリング前までに回答を受領し、十分に事前分析・抽出できるように配布及び回収時期・方法等を工夫すること。
- ⑥ PNGについては、J-PRISM2 のプロジェクト本体で最終処分場の拡張計画の策定等が検討されていることから、環境社会配慮の TOR 案作成に必要な現地調査項目及び調査対象の検討に協力する。
- ⑦ 担当部分や関連部分に係る協議用資料の作成に協力する。

² ポリネシア（フィジー、トンガ、サモア）、及びミクロネシア（パラオ、ミクロネシア、マーシャル）

- ⑧ 他の地域を担当する調査団員等とも協議の上、必要な面談・ヒアリング先を抽出し、調査日程（案）を作成する。
- ⑨ JICAによる協力計画策定にかかる対処方針（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑩ JICA 地球環境部が企画する団内勉強会や対処方針会議に Web 会議などを通じ参加する。調査対処方針のうち、担当分野について調査主旨、スケジュール、実施方法等を検討の上、説明し、協議結果の取りまとめに協力する。

（2）現地及び遠隔調査期間（2022年7月中旬～9月下旬）

対象国のうち PNG については、現地渡航を行い、他の 2 カ国についてはオンラインでの協議及び情報収集を予定している。渡航の有無は、コロナウイルスの感染拡大状況等を勘案の上、発注者と受注者の協議により最終決定する。

- ① 対象国の JICA 事務所・支所、J-PRISM2 におけるプロジェクトオフィス（以下、プロジェクトオフィス）等との打合せに参加する。
- ② 対象国関係機関との協議及び調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。
- ③ 担当分野に係る下記事項の情報・資料を収集し、対象国における当該分野の現状を把握・整理し、課題の分析と課題に対する対処法を検討する。
 - ア) 政策・法令等の法体系（料金システム含む）
 - イ) 廃棄物の発生量及び種類
 - ウ) 廃棄物の収集エリア及び収集・運搬
 - エ) 廃棄物の中間処理（分別／再資源化）
 - オ) 廃棄物の域外への輸出
 - カ) 廃棄物の最終処分及び処分場管理
 - キ) 住民啓発
 - ク) 民間活用
 - ケ) これまでに実施してきた日本の協力の内容、その成果の活用状況と教訓
 - コ) JICA 及び他ドナー等が実施する関連プロジェクトの実施状況
- ④ 上記に加えて、以下についても情報収集、検討を行う。
 - ア) 本プロジェクトにおける我が国自治体の分別・収集を含む廃棄物管理の手法及び我が国企業の技術等の適用可能性、また現地の自治体・企業等による連携ニーズ。
 - イ) 開発と気候変動対策の統合的実施の観点から、本プロジェクトと大洋州各国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）との整合性の確認と、気候変動対策

に資する活動の検討。

- ウ) 「気候変動対策支援ツール（緩和策）：GHG 排出削減（吸収）量の定量評価（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）」を参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス（GHG）削減量を推計する。
- エ) 「気候変動対策支援ツール（適応策）：気候リスク評価・適応策検討のガイダンス」（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参考に、先方政府とともに、気候リスク評価（曝露、ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、評価結果の要約を作成する。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。対象国側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ PNGについては、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）及び環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）に沿って、協力計画策定のために必要な情報収集、検討を行い、以下の資料を作成する。
- 1) 環境・社会面の法制度概要
 - 2) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案
 - 3) 情報公開用資料担当分野に係るPDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案、投入案（専門分野、人月、機材）及びM/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ⑦ 他の地域を担当する調査団員等とも協議の上、担当分野に係る現地調査結果を対象国 JICA 事務所・支所及びプロジェクトオフィス等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年10月上旬～10月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 他の地域を担当する調査団員等とも協議の上、帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 他の地域を担当する調査団員等とも協議の上、担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文3部）

2022年10月20日(木)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒直行便／ブリズベン／マニラ⇒ポートモレスビー⇒直行便／ブリズベン／マニラ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年7月中旬～9月下旬の間で1ヶ月程度を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者よりも1～2週間程度遅れて現地調査を開始し、同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点での入国時には3日間の隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- オ) 総括 1名 (JICA)
- カ) アドバイザー／3R+リターン 1名 (JICA専門員)
- キ) 廃棄物管理計画／地域協働活動 1名 (プロジェクト専門家)
- ク) 協力企画 (ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア) 3名 (JICA)
- ケ) 評価分析 (ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア) 3名 (JICA
が別途契約するコンサルタント)
- コ) 廃棄物管理 (ミクロネシア) 1名 (JICA が別途契約するコンサ
ルタント)
- サ) 廃棄物管理／環境社会配慮 (メラネシア) 1名 (本コンサルтан
ト)
- シ) 廃棄物管理 (ポリネシア) 1名 (JICA が別途契約するコンサル
タント)

③ 便宜供与内容

- 対象各国 JICA 事務所・支所による便宜供与事項は以下のとおりです。
- ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
 - エ) 通訳傭上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開され
ています。

●大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトフェーズ2

- ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500257/index.html>
- 事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500257_1_s.pdf
- パンフレット
https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/pamphlet/ku5pq0002nmuph-att/recycling_society_j.pdf

●大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト

- ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000391/index.html>

- 終了時評価報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_200_12267191.html
 - パンフレット
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/issues/ku57pq00002izuep-att/for_recycling_society.pdf
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム（TEL:03-5226-9504）から配付しますので、gegem@jica.go.jp宛にご連絡ください。
- ・案件概要表
 - ・大洋州9カ国からの要請書（2021年度要望調査）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ) 提供依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA PNG事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録し

てください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上